

# 長期組合員資格変更届

① 記入年月日 令和 年 月 日

共通ヘッド  (変更内容にかかわらず必ず記入してください)	記号	コード番号		④長期組合員番号(9桁)	共済組合名	文部科学省共済組合																								
	②組合	③支部等	⑤ 組合員氏名(氏名変更の場合は変更後の氏名) ※氏と名の間は1マスあけ、濁点も1マス使います。				⑥ 生年月日	⑦性別	※元号コード(大正:2、昭和:3、平成:4、令和:5) ※性別コード(男性:1、女性:2)																					
	1	2		3	4	5				6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	元	年	月	日	性	別					
Y	0	7	4	5	4	支 部 又 は 所 属 所 名	東京工業大学支部																							
カナ氏名(A01)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	性	別

## 長期組合員の変更欄

⑧長期組合員(A01)	※該当する項目コードの「1」をすべて○で囲んでください	62	63		
		漢字氏名変更(修正)	1	住所変更	1

⑨漢字氏名	※漢字氏名の変更・修正の場合のみ記入してください。	漢字氏名(氏) (A02)	(名)
-------	---------------------------	------------------	-----

⑩住所I 郵便番号(7桁)	カナ(B01)	19:20:21	22:23:24:25	※住所欄は住所変更等があった場合のみ変更後の住所を記入してください。 なお、カナを記入する際、都道府県と市・区の間及び町村・番地の間は1マスあけます。
(都道府県から郡、市、区まで)	漢字(C01)	26:27:28:29:30:31:32:33:34:35:36:37:38:39:40:41:42:43:44:45:46:47:48:49:50:51:52:53:54:55:56:57	都道府県	
住所II (町、村、番地)	カナ(B02)	19:20:21:22:23:24:25:26:27:28:29:30:31:32:33:34:35:36:37:38:39:40:41:42:43:44:45:46:47:48:49:50		
住所III (様方、マンション名・号室等)	カナ(B03)	19:20:21:22:23:24:25:26:27:28:29:30:31:32:33:34:35:36:37:38:39:40:41:42:43:44:45:46:47:48:49:50		
	漢字(C03)			

## 被扶養配偶者の変更欄

⑪被扶養配偶者	被扶養配偶者氏名(変更の場合は変更後の氏名)	生年月日	基礎年金番号(10桁)
	※被扶養配偶者に変更があった場合は、変更内容にかかわらずカナ氏名欄・生年月日欄は必ず記入してください。	元 年 月 日	※新たに認定する場合に記入してください。
カナ氏名(D01)	19:20:21:22:23:24:25:26:27:28:29:30:31:32:33:34:35:36:37:38:39:40:41:42:43:44:45:46:47:48:49:50:51:52:53:54:55		

被扶養配偶者(D01)	※該当する項目コードの「1」をすべて○で囲んでください	71	72	74	75				
		氏名変更(修正)	1	生年月日修正	1	認定又は取消	1	認定年月日の修正	1

漢字氏名	※被扶養配偶者を新たに認定した場合及び漢字氏名変更・修正の場合に記入してください。	漢字氏名(氏) (D02)	(名)
------	---	------------------	-----

認定又は認定取消等(D01)	※該当する内容の変更区分コードを必ず記入してください(ただし、1~8の区分と9の区分が同時に該当する場合は1~8の区分を記入してください) 1...被扶養配偶者を認定した場合 2...死亡以外の事由により被扶養配偶者の認定を取消した場合 3...死亡により被扶養配偶者の認定を取消した場合 8...被扶養配偶者の認定年月日を修正した場合 9...被扶養配偶者の氏名・生年月日を変更又は修正した場合	変更区分	認定・取消年月日	※被扶養配偶者を認定又は取消した場合と認定年月日を修正する場合のみ、認定・取消年月日を記入してください。
		56	元 年 月 日 57 58 59 60 61 62 63	

# 記 載 要 領 (資格変更届)

本届は、登録済の長期組合員の資格事項を変更する場合に作成する様式です。

本届のコード番号、長期組合員番号、共済組合名、支部又は所属所名及び記入年月日は共済組合の記入欄です。

それ以外の項目は、長期組合員が記入し、共済組合経由で連合会へ届出してください。

また、記入にあたっては、誤りのないよう次の要領を参照のうえ、記入してください。

**【共済組合記入欄】 ①～④まではどのような変更事項でも必ず記入してください。**

- ① 記入年月日欄…異動情報を記入した年月日を記入します。
- ② 組合コード欄 (2～3カラム) …組合コード表による1～30までのコードを記入します。
- ③ 支部等欄 (4～6カラム) …組合において定められた支部等コードを記入します。
- ④ 長期組合員番号欄 (7～15カラム)  
長期組合員番号9桁を記入します。(整理番号は記入しないでください。)

**【組合員記入欄】 ⑤～⑦まではどのような変更事項でも必ず記入してください。**

- ⑤ 組合員氏名の欄 (19～38カラム)  
組合員カナ氏名欄をカタカナで左詰で記入します。氏と名の間は1マスあけ、濁点も1マス使います。  
氏名は変更又は修正後の氏名を記入します。
- ⑥ 生年月日欄 (39～45カラム)  
組合員の生年月日を元号コード (大正：2、昭和：3、平成：4) を含めて記入します。  
また、生年月日は右詰めで記入し、空きマスには0を記入します。
- ⑦ 性別欄 (46カラム) …該当するコード (男性：1、女性：2) を記入します。

**【長期組合員の変更欄】**

- ⑧ 長期組合員 (A01) 欄…該当する項目コードの「1」をすべて○で囲んでください。  
氏名変更 (62) …組合員の漢字氏名を変更又は修正する場合  
住所変更 (63) …組合員の住所を変更又は修正する場合
- ⑨ 漢字氏名欄は、組合員の漢字氏名の変更・修正の場合に記入し、組合員の漢字氏名変更・修正以外は記入しないでください。
- ⑩ 組合員の住所欄  
組合員の住所変更又は修正がある場合のみ、変更後又は修正後の住所を記入してください。
  - (1) 住所Ⅰ郵便番号欄 (19～25カラム)  
郵便番号7桁を左詰めで記入します。海外移住者については、すべて「999 9999」と記入してください。
  - (2) 住所Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ欄  
イ 組合員の住所Ⅰ～Ⅲの欄のカナ住所欄と漢字住所欄に記入してください。  
なお、カナ住所欄を記入する際、都道府県と市・区の間及び町村・番地の間などは1マスあけます。  
ロ 丁目・番地・号等は「-」(ハイフン) でつないで記入します。  
ハ 海外移住者については、記入国名 (別表「外国移住者に係る国名表」の設定国名) のみを組合員住所Ⅰのカナ住所欄と漢字住所欄に記入してください。

**【被扶養配偶者の変更欄】**

- ⑪ **(1)～(2)は被扶養配偶者に変更があった場合は、変更内容にかかわらず必ず記入してください。**
- (1) 被扶養配偶者氏名欄 (19～38カラム)  
被扶養配偶者に変更があった場合に記入します。組合員氏名の記載要領と同様にして記入します。
- (2) 生年月日欄 (39～45カラム)
- (3) 基礎年金番号欄 (46カラム～55カラム)  
新たに設定する場合のみ、被扶養配偶者の基礎年金番号10桁を記入します。  
※ 基礎年金番号の修正又は追加登録する場合は、共済組合からの別途依頼文書が必要となります。
- (4) 被扶養配偶者 (D01) 欄…該当する項目コードの「1」をすべて○で囲んでください。
- (5) 漢字氏名欄は、被扶養配偶者を新たに認定した場合及び漢字氏名の変更・修正の場合に記入します。
- (6) 認定・取消変更等の区分欄 (56カラム)  
※ 該当する内容の変更区分コードを必ず記入してください (ただし、1～8の区分と9の区分が同時に該当する場合は1～8の区分を記入してください)
  - 1…被扶養配偶者を認定した場合 (再婚を含む)
  - 2…死亡以外の事由により被扶養配偶者の認定を取り消した場合
  - 3…死亡により被扶養配偶者の認定を取り消した場合
  - 8…被扶養配偶者の認定年月日を修正した場合
  - 9…被扶養配偶者の氏名・生年月日を修正した場合
- (7) 認定・取消年月日欄 (57～63カラム)  
被扶養配偶者を認定した場合は認定年月日を元号コード (平成：4) を含めて記入します。  
被扶養配偶者の認定を取り消した場合は取消年月日を元号コード (平成：4) を含めて記入します。  
被扶養配偶者の認定年月日を修正する場合は修正後の認定年月日を元号コード (平成：4) を含めて記入します。  
被扶養配偶者の氏名・生年月日を修正した場合は記入不要です。

注 被扶養配偶者の認定・取消をするときは、この届を提出するほか、共済組合経由で所轄の社会保険事務所へ国民年金第3号被保険者の資格得喪の届け出が必要となります。